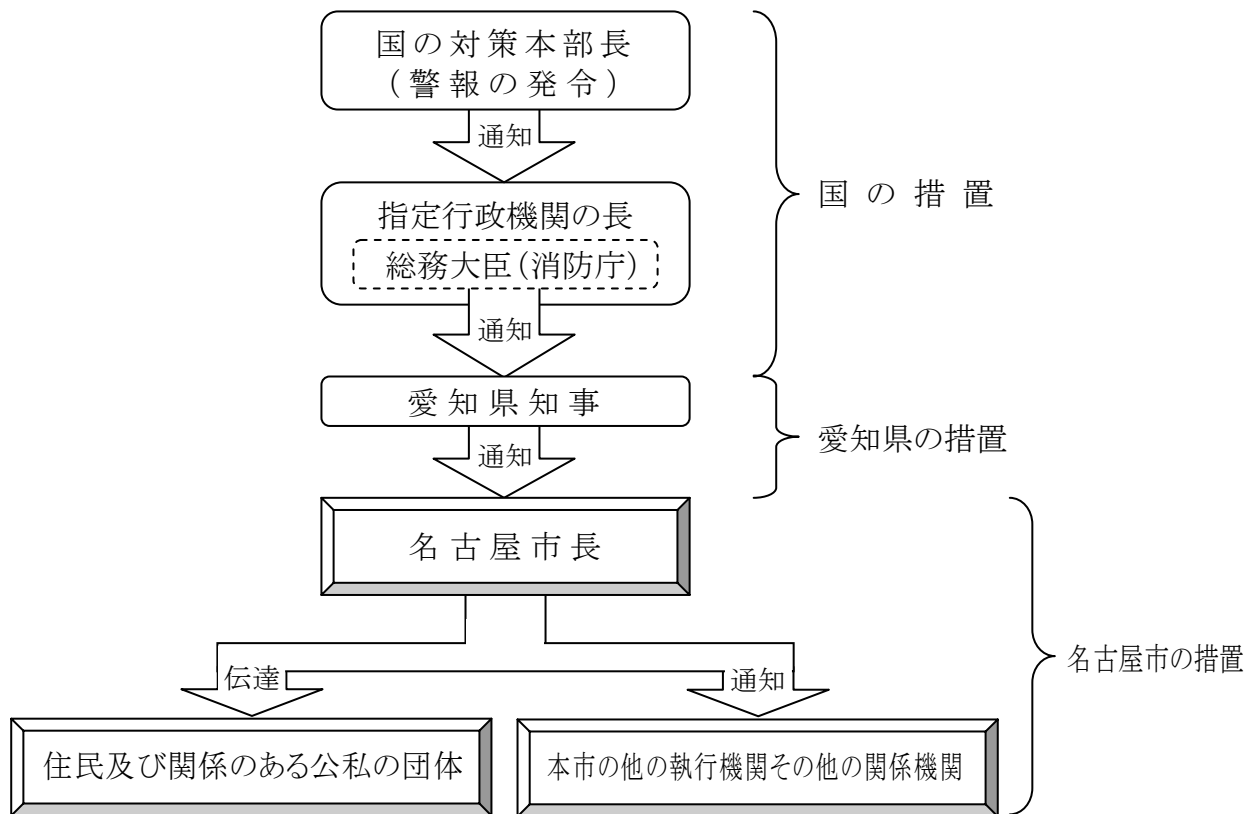


（別添1）警報の発令から本市住民等への伝達まで（法第44条～50条）

【警報の発令】 武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときに、国の対策本部長が発令する。

【警報の内容】 ○武力攻撃事態等の現状及び予測 ○武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 ○住民及び公私の団体に対し周知すべき事項

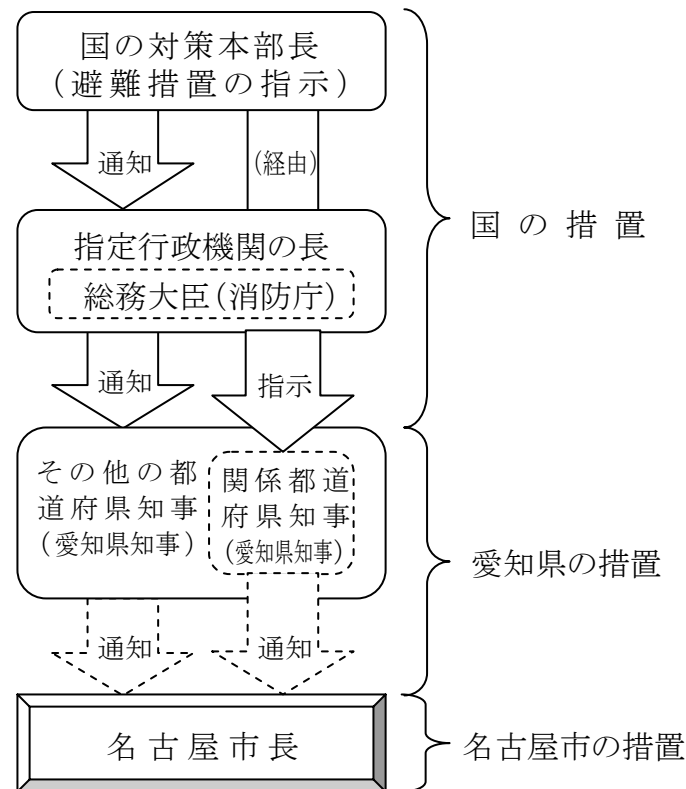


国の主な措置	愛知県の主な措置	名古屋市の主な措置
【国の対策本部長】 指定行政機関の長に警報の内容を通知する。		
【指定行政機関の長】 指定地方行政機関の長等に警報の内容を通知する。 【総務大臣】 都道府県知事に警報の内容を通知する。	【愛知県知事】 ○ 県内市町村長及び県の他の執行機関その他の関係機関に警報の内容を通知する。 ○ 学校、病院その他多数の者が利用する施設の管理者への警報等の内容の伝達に努める。	【名古屋市長】 ○ 市の他の執行機関その他の関係機関に警報の内容を通知する。 ○ 住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。
【指定地方行政機関の長等】 学校、病院その他多数の者が利用する施設の管理者への警報の内容の伝達に努める。		

(別添2) 避難措置の指示 (法第52条、53条)

【避難措置の指示】 警報を発令した場合に、住民の避難が必要であると認めるときに、国の対策本部長が指示する。

【避難措置の指示の内容】 ○要避難地域 ○避難先地域 ○関係機関が講ずべき措置の概要

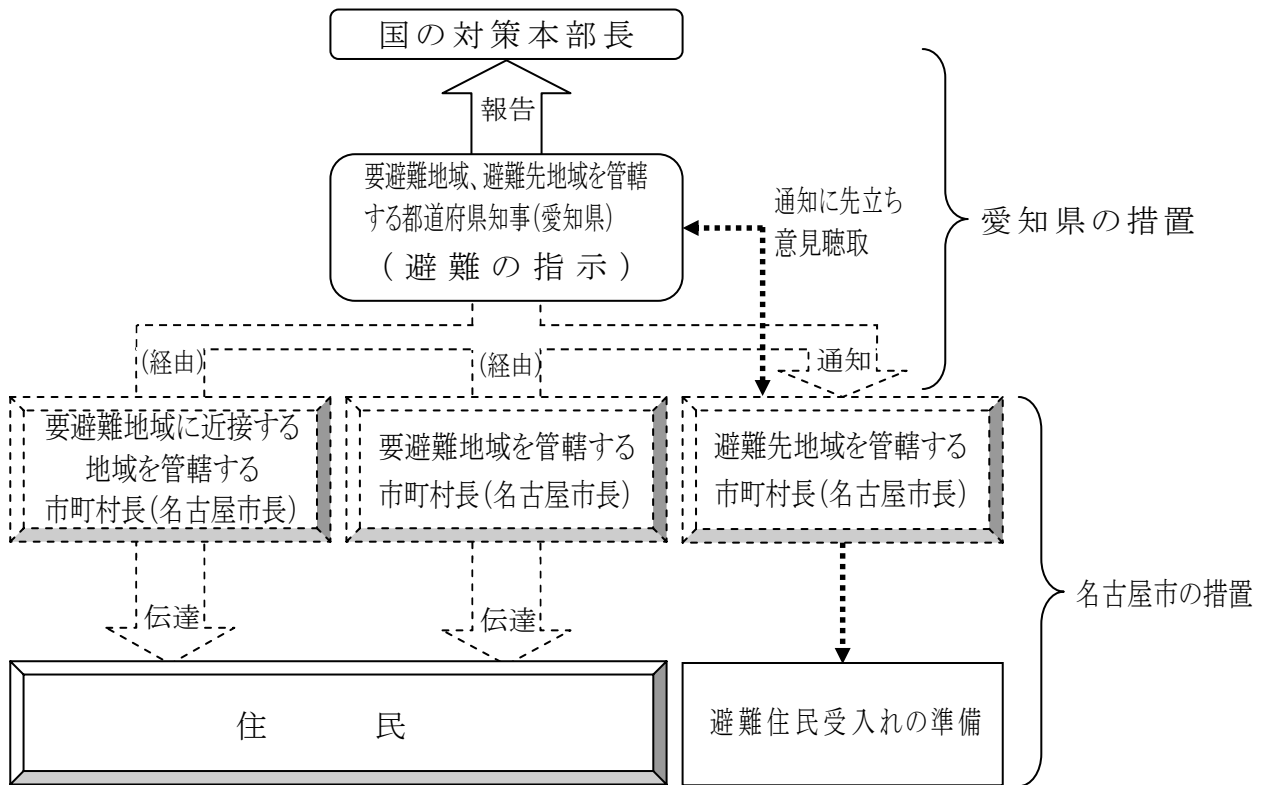


国の主な措置	愛知県の主な措置
【国の対策本部長】 ○ 要避難地域及び避難先地域を管轄する都道府県知事に、総務大臣を経由して避難措置の指示をする。 ○ 指定行政機関の長に避難措置の指示の内容を通知する。	【愛知県知事】 ○ 県内市町村長及び県の他の執行機関その他の関係機関に避難措置の指示の内容を通知する。 ○ 県内の要避難地域の住民に対し避難の指示をする。 ○ 県内の避難先地域において避難住民の受入れのための措置を行なう。
【指定行政機関の長】 指定地方行政機関の長等に避難措置の指示の内容を通知する。 【総務大臣】 要避難地域及び避難先地域を管轄する都道府県知事以外の都道府県知事に避難措置の指示の内容を通知する。	

（別添3） 避難の指示（県の区域を超えない避難の場合）（法第54条、55条）

【避難の指示】 国の対策本部長から避難措置の指示を受けた都道府県知事が指示する。

【避難の指示の内容】 ○国から示される避難措置の指示の内容 ○主要な避難の経路 ○交通手段
その他の避難の方法



1 必要となる主な措置

(1) 要避難地域を管轄する場合

愛知県知事による主な措置	名古屋市長による主な措置
要避難地域を管轄する市町村長を経由して、その要避難地域の住民に対して直ちに避難を指示する。	避難住民の誘導を開始
要避難地域に近接する地域の住民の避難も必要と判断する場合は、その住民へも避難を指示する。	

(2) 避難先地域を管轄する場合

愛知県知事による主な措置	名古屋市長による主な措置
避難先に指定都市(名古屋市)の区域が含まれるときは、あらかじめ名古屋市長の意見を聴く。	避難住民の受け入れ、救援の実施に向けた体制の整備
避難先地域を管轄する市町村長に対して、避難住民の受け入れのための体制を早急に整備できるよう、避難の指示を優先して通知する。	

2 避難の方法を定めるにあたっての基本的な考え方(県国民保護計画より抜粋)

(1) 避難先地域がその市町村内又は隣接市町村の場合

- 避難の方法は、徒歩を基本とする。
- 鉄道、バス等の交通機関が利用可能な場合は、徒歩に合わせて当該交通手段を示すものとする。

(2) 避難先地域が上記以外の広域的な場合

- 避難の方法は、主として鉄道を交通手段として示すことを基本とする。
- 鉄道の利用可能な最寄り駅までの間は、徒歩及び指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者等に要請して確保する交通手段によるものとする。

【参考:避難の指示(例)】

避 難 の 指 示

愛 知 県 知 事

○月○日○時現在

本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示がありました。

要避難地域の住民は、下記の避難の方法に従って、避難してください。

記

- 1 A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること(○○時間を目途に避難を完了)。

- ・ 運送手段及び避難経路

国道○○号によりバス(○○会社、○○台確保の予定)

○○駅より○○鉄道(○○行 ○○両編成、○便予定)

○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制(一般車両の通行禁止)

細部については、A市の避難実施要領による。

A市職員の誘導に従って避難する。

- 2 A市BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること。(○○時間を目途に避難を完了)。

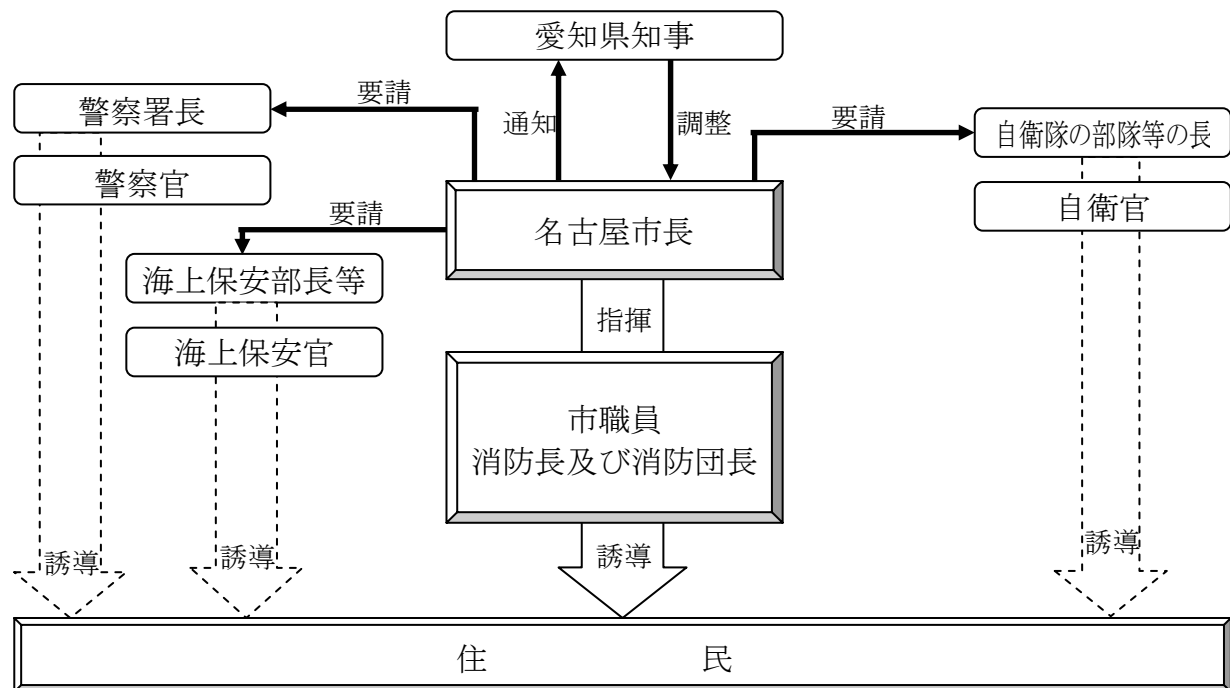
- ・ 運送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、指示を待つ。

・・・以下略・・・

※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載

(別添4) 避難住民の誘導(法第62条～64条)



愛知県知事による主な措置	名古屋市市長による主な措置
① 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助 ② 複数の市町村長からの、警察官等による避難住民の誘導の要請が競合する場合の調整 ③ 市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合の市町村長への避難誘導に関する指示 ④ 複数の市町村長による避難住民の運送の求めが競合した場合の調整 ⑤ 運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合の避難住民の運送の指示 ⑥ 要避難地域等における安全確保	① 避難住民の誘導の実施方法など、避難住民の誘導に必要な事項を定める避難実施要領の作成 ② 職員、消防長及び消防団長による避難住民の誘導 ③ 警察官等による避難住民の誘導の実施の要請 ④ 運送事業者である指定地方公共機関に対する避難住民の運送の求め